

福岡県公報

令和二年十二月二十五日
第百六十三号
増刊
②

目次

規 則 (第七十一号・第七十二号)

○調理師法施行細則の一部を改正する規則

(健康増進課) ……………一

○栄養士法施行細則の一部を改正する規則

(健康増進課) ……………六

告 示 (第九百九十四号)

○県が管理する港湾施設の概要の一部改正

(港湾課) ……………一二

規 則

調理師法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年十二月二十五日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第七十一号

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則(昭和三十四年福岡県規則第六十号)の一部を次のように改正する

様式第一号から様式第四号までの様式を次のように改める。

様式第1号（第9条関係）

調理師名簿訂正及び免許証書換交付申請書

年 月 日

福岡県知事殿

住 所 〒

ふりがな

氏 名

生年月日 年 月 日

電話番号

下記のとおり調理師名簿登録事項に変更を生じたので、名簿訂正の上、調理師免許証を書き換えて交付するよう、調理師法施行令第11条第1項及び第13条第1項の規定により申請します。

記

1 登録番号 第 号

2 登録年月日 年 月 日

3 変更事項

	変 更 前	変 更 後
本籍地都道府県名 (国 籍)		
ふりがな		
氏 名	(旧姓)	(旧姓)
旧姓併記の希望		有 ・ 無
通 称 名		
性 別	男 ・ 女	男 ・ 女

4 変更年月日 年 月 日

5 変更理由

- 備考1 調理師免許証及び戸籍の謄本又は抄本を添付すること。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 3 この様式は、九州各県（熊本県及び沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第2号（第10条関係）

調理師名簿登録消除申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者住所 〒

ふりがな
氏名
電話番号
登録者との続柄

下記のとおり調理師名簿登録の消除をするよう、調理師法施行令第12条の規定により申請します。

記

1 本籍地都道府県名(国籍)

ふりがな

2 氏名

3 生年月日 年 月 日

4 登録番号及び登録年月日 第 号 年 月 日

5 消除を申請する理由

- 備考
- 調理師免許証を添付すること。ただし、調理師免許証を添付できないときは、その理由を明らかにする書類を添付すること。
 - 死亡又は失踪の場合は、戸籍の謄本又は抄本を添付すること。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - この様式は、九州各県（熊本県及び沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式です。宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第3号（第11条関係）

調理師免許証再交付申請書

年 月 日

福岡県知事殿

住 所 〒

ふりがな

氏 名

性 別 男 ・ 女

生年月日 年 月 日

電話番号

下記の調理師免許証を（ 破った ・ 汚した ・ 失った ）ので、調理師法施行令第14条第1項の規定により、調理師免許証の再交付を申請します。

記

- 1 登録番号 第 号
- 2 登録年月日 年 月 日
- 3 本籍地都道府県名（国籍）

- 備考1 該当する文字を○で囲むこと。
- 2 調理師免許証を破ったとき又は汚したときは、その調理師免許証を添付すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 4 この様式は九州各県（熊本県及び沖縄県を除く。以下同じ）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第4号（第12条関係）

調理師免許証返納届

年 月 日

福岡県知事 殿

本籍地都道府県名（国籍）

住所

電話番号

返納者氏名

本人との続柄

調理師法施行令（昭和33年政令第303号）第15条の規定により免許証を返納します。

記

1 免許証返納の理由

2 免許を受けていた者の住所、氏名及び生年月日

住所

ふりがな

氏名

生年月日

年 月 日

3 登録番号及び免許年月日

番 号

福岡県 第

号

年月日

年 月 日

附則

この規則は、令和三年一月一日から施行する。

栄養士法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年十二月二十五日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第七十二号

栄養士法施行細則の一部を改正する規則

栄養士法施行細則（昭和三十六年福岡県規則第九号）の一部を次のように改正する。
様式第一号から様式第五号までの様式を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

栄養士免許申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

本籍地都道府県名(国籍)
住 所 〒

ふりがな
氏 名
性 別 男 ・ 女
生年月日 年 月 日
電話番号

栄養士法施行令第1条第1項の規定により、下記のとおり栄養士免許を申請します。

記

- 1 罰金以上の刑に処せられたことの有無 有・無

(有の場合は、その罪、刑及び刑の確定年月日を次に記入すること。)

- 2 栄養士法第1条に規定する業務に関し、犯罪又は不正の行為を行ったことの有無 有・無

(有の場合は、違反の事実及び年月日を次に記入すること。)

- 3 旧姓併記の希望の有無 有・無

- 4 希望する旧姓又は通称名

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 2 この様式は、九州各県(熊本県及び沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第2号（第2条関係）

栄養士名簿訂正及び栄養士免許証書換え交付申請書

福岡県知事 殿 年 月 日 住所 〒

ふりがな 氏名 生年月日 年 月 日 電話番号

下記のとおり変更を生じたので、栄養士法施行令第3条第1項及び第5条第1項の規定により、栄養士名簿訂正及び栄養士免許証書換え交付を申請します。

記

1 登録番号 第 号

2 登録年月日 年 月 日

3 変更事項

Table with 3 columns: Item, Before Change, After Change. Rows include: 本籍地都道府県名(国籍), ふりがな, 氏名(旧姓), 旧姓併記の希望, 通称名, 性別(男・女).

4 変更年月日 年 月 日

5 変更理由

- 備考 1 栄養士免許証及び戸籍の謄本又は抄本を添付すること。 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。 3 この様式は、九州各県(熊本県及び沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第3号（第2条関係）

栄養士名簿登録抹消申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住 所

氏 名
(本人との続柄)
電 話 番 号

栄養士法施行令第4条第1項の規定により、下記のとおり栄養士名簿の登録の抹消を申請します。

記

- | | | |
|----------------|-------------|-----|
| 1 登録番号 | 第 | 号 |
| 2 登録年月日 | 年 | 月 日 |
| 3 本籍地都道府県名(国籍) | | |
| 4 氏 名 | | |
| 5 性 別 | 男・女 | |
| 6 生年月日 | 年 | 月 日 |
| 7 抹消理由の生じた年月日 | 年 | 月 日 |
| 8 抹消理由 | (死亡・失踪・その他) | |

- 備考 1 栄養士免許証を添付すること。ただし、栄養士免許証を添付できないときは、その理由を明らかにする書類を添付すること。
- 2 抹消理由が死亡又は失踪の場合は、戸籍の謄本若しくは抄本、死亡診断書又は失踪の宣告を受けたことを証する書類を添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 4 この様式は、九州各県(熊本県及び沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第4号（第2条関係）

栄養士免許証再交付申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

住 所 〒

ふりがな
氏 名

性 別 男 ・ 女

生年月日 年 月 日

電話番号

下記の栄養士免許証を（破った・汚した・失った）ので、栄養士法施行令第6条第1項の規定により、栄養士免許証の再交付を申請します。

記

1 登録番号 第 号

2 登録年月日 年 月 日

3 本籍地都道府県名（国籍）

- 備考
- 1 該当する文字を○で囲むこと。
 - 2 栄養士免許証を破ったとき又は汚したときは、その栄養士免許証を添付すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 4 この様式は、九州各県（熊本県及び沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第5号（第2条関係）

栄養士免許証返納届

年 月 日

福岡県知事 殿

本籍地都道府県名（国籍）

住 所 〒

電 話 番 号

返納者氏名

本人との続柄

栄養士法施行令（昭和28年政令第231号）（第6条第5項・第8条第1項前段・第8条第1項後段・第8条第3項）の規定により、免許証を返納します。

記

- 1 免許証返納の理由
- 2 免許を受けていた者の住所、氏名及び生年月日

住 所

ふりがな

氏 名

生年月日 年 月 日

- 3 登録番号及び登録年月日

番 号 福岡県 第 号

年 月 日 年 月 日

※受付印欄

- 備考
- 1（第6条第5項・第8条第1項前段・第8条第1項後段・第8条第3項）の部分は、該当する根拠規定を○で囲んでください。
 - 2 ※の欄は、記入の必要はありません。

附 則

この規則は、令和三年一月一日から施行する。

告 示

福岡県告示第九百九十四号

県が管理する港湾施設の概要（昭和五十一年九月福岡県告示第千三百四十七号）の一部を次のように改正する。

令和二年十二月二十五日

福岡県知事 小川 洋

荇田港(1)水域施設の表泊地の部新松山7号A泊地の項を次のように改める。

南港7号A泊地	荇田港南第1号燈浮標から7号A岸壁前面まで	-7.5	1,173
---------	-----------------------	------	-------

同部新松山13号泊地の項を次のように改める。

新松山13号泊地	新松山13号岸壁前面	-13.0 (暫定-10.0)	205
----------	------------	--------------------	-----

同港(2)外郭施設の表中「1丁田」を「1丁田」に、「2丁田」を「1丁田」に改め、同表護岸の部南港7号D岸壁取付護岸Bの項の次に次のように加える。

新松山5号A岸壁取付護岸	京都郡荇田町鳥越町12番地	30	15
新松山5号E岸壁取付護岸	京都郡荇田町新松山四丁目3番地	29	20
新松山13号岸壁取付護岸	京都郡荇田町新松山四丁目2番地	20	35
新松山C護岸	京都郡荇田町新松山四丁目2番地	35	1.7

同港(3)係留施設の表岸壁の部新松山5号D岸壁の項の次に次のように加える。

新松山5号E岸壁	京都郡荇田町新松山四丁目3番地	-5.5	100	2,000	1	20
新松山7号岸壁	京都郡荇田町新松山四丁目3番地	-7.5 (暫定-5.5)	130	6,000	1	20
新松山13号岸壁	京都郡荇田町新松山四丁目1番地	-13.5 (暫定-10.0)	260	40,000	1	20

同港(4)臨港交通施設の表中「2丁田」を「1丁田」に、「3丁田」を「1丁田」に改め、同表道路の部新松山1号線の項を次のように改める。

新松山1号線	京都郡荇田町鳥越町13番2地先	7.75 ～8	1,059
	国道新北九州空港線との交差点		
新松山5号E岸壁	新松山5号E岸壁		

同部新松山2号線の項の次に次のように加える。

新松山4号線	新松山2号線との交差点	8	120.9
	新松山5号A岸壁取付護岸		
新松山5号線	新松山2号線との交差点	8	120.9
	新松山5号B岸壁		

同港(6)荷役施設の表荷役ばき地の部南港13号荷役ばき地の項の次に次のように加える。

新松山13号荷役ばき地	新松山13号岸壁背後	9,289
-------------	------------	-------

新松山53号荷さばき地	新松山5号E、7号岸壁背後	33,260
-------------	---------------	--------

同港(9)港湾環境設備施設の表中「1」を「1」に改める。
 三池港(2)外郭施設の表及び同港(4)臨港交通施設の表中「1」を「1」に改める。
 大牟田港(2)外郭施設の表及び同港(3)係留施設の表中「2」を「1」に改める。